

議 長 日程第2「議案第35号工事請負契約の締結について（平成28・29年度中河原水源電気設備改修工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号工事請負契約の締結について（平成28・29年度中河原水源電気設備改修工事）。平成28・29年度中河原水源電気設備改修工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。平成28・29年度中河原水源電気設備改修工事。2、契約の方法。指名競争入札による契約。3、請負代金額。9,752万4,000円。4、契約の相手方。横浜市港北区新横浜三丁目6番地5、荏原商事株式会社 神奈川営業所、所長 中橋宏勝。

平成28年6月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和43年松田町条例第31号）第2条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは御説明申し上げます。町長の提案説明、提案理由でもございましたように、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。「地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」とございます。今回の予定価格でございますが、1億181万8,080円でございます。

1枚おめくりください。参考資料1、工事請負契約書の写しがございますが、その中段やや下のところに本文がございます。上記の工事について、以下でございますが、その2段落目ですね。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。ということで、5月17日に入札が執行され、翌18日にこの仮契約書を締結させていただいているところでございます。そういった趣旨から今回御提案申し上げたわけでございますので、御議決賜った上で3番の工期のところ、今空欄になっておりますが、その議決後5日以内というところで工期

のスタートがあり、平成29年6月30日までの工期ということで執行させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 この契約に対して反対する件ではありませんけれども、1億に近い数字なわけですよね。これを2年間に分けて5,000万ずつ、おおむね5,000万ずつ分散することによって、いつときの負担を軽減しているわけですが、きのうの全協の説明の中でも耐用年数経過して経年劣化でやむなくという話ですが、ある程度耐用年数が来た時点で一気に変えるんじゃなくて、特に目立って傷んだところを徐々に数年にわたって分散して修理を、取りかえなりをする方法は考えられなかったのか。それとですね、こういう施設がほかに、このぐらいの交換したときに経費がかかる施設がどのぐらいあるのかちょっとお知らせ願いたい。

環境上下水道課長 設備、施設計画の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

当初ですね、一つ一つの設備というものの計画を立てていたところなのですが、中河原についてはですけども、メーカーあるいは保守管理の入ってくれている業者等、それからコンサルなどに、非公式ですけどもいろいろ相談をしていたところですね、ここは一応水道のための心臓部に当たる場所ですので、何年かに分かれるのではなくて、一挙にやってしまったほうがいろいろな機器の連動性もよくなるというようなことでしたので、一つにまとめさせていただいたところでございます。

そのほかでございますが、今度宮下のほうも大分たっております。こちらのほうもちょっと手元にあれなんですけど、心臓部に当たるものがやはり億に近いようなオーダーになりますけれども、あとは当面改修というか、大規模な取りかえの心配はありませんけれども、配水池、これがやっぱりお金がかかるものでございます。あとは、取水のポンプ等は、先ほど議員おっしゃられたとおりですね、耐用年数を見ながら分散させながらというのは可能でございます。ですから、今のところ大きいものとしては、次は宮下の同様の心臓部の部分が

少しお金がかかるので、ちょっと計画を立てなければいけないなというような状況でございます。

12番 大 舘      こういうものは、微妙なそういう連動とかそういうものはわからなくはないんですけどね、やはり耐用年数が過ぎたものについては、一遍にこういう億の金が使われるような方法ではなくて、分散できるものは極力年数かけて、一年一年の負担を少なくするためにそういう研究が必要だと思えますよ。水は絶対的に必要なものだから、工事をやるなということじゃなくて、やはり町の予算の中で1億というのは相当の比率が高いわけじゃないですか。ですから、そういうことのないようにうまく分散できるものはする研究を絶えずしていかなきゃいけないと思う。そういう意味で質問させてもらったんですけども、これからはそういう形でぜひ取り組んでいただきたいと思います。答弁はよろしいです。

議 長            ほかに質疑ございますか。

2番 田 代      一点お伺いいたします。入札経過調書の中で、9社が入札に参加して、3社が入札辞退ということで、3割の業者が辞退されています。これについてはどういった要因なのかなど。一つちょっと見て気になるのは、税込の契約額にすると6社のうち4社が1億を超える額になるのかなど。これ落札すれば。それに対して2社はちょっと低かったんですけど、設計金額、これあたりが厳しかったから3社が辞退してしまったのかなというふうにも見えるんですけど、その辺、どういった形で辞退されたかということについて、説明をお願いいたします。

参事兼総務課長      正直、辞退した理由というのは、ある程度あるのは「都合により」という文書等をいただいています。事前に辞退してきたケース、当日来られなかったケースもあります。ただ、設計等につきましては、当然担当課とも詰めた中で、やはり工事の基準的なものはございますので、それに沿った設計になっているということで考えております。ただ、一つ、これは想像になる部分もありますが、この全体の設備とポンプとかの相性とかを考えたときに、それを取り入れやすい企業、あるいはそういうものが一番フィットする業者、なかなかありませんので、できるだけ多くの業者をうちのほうでは選定し、その中でいい入札

をと心がけた中でやった結果ですが、かような結果になってしまったということとしか今、御説明申し上げられることはないというのが正直なところでございます。

2 番 田 代 指名競争入札で、やはり競争が原則だと思います。その中で今、当日になったら来られなかった業者とかお話あったと思うんですけども、一応選考委員会の事務局としては、入札を辞退された会社にはどういった事情か確認して、当然次回の指名選考委員会の基準に入れるべきではないかと思うんです。それで、当日急に辞退するような会社であれば外して、もっと新しいいい会社で競わす、何かその辺のあれが必要で、辞退がここに出るって余りよろしくないと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 この手の工事が毎年のように続くこともないのでなかなか難しいのですが、当然同様なものがあつた場合には、そういうふうな辞退された業者というのは、こういうのを得手としないんだろうな、あるいはということも含めて、次の指名をする際には、そういったことは当然考慮した中で選定させていただいております。

2 番 田 代 わかりました。よろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めてよろしいですか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号工事請負契約の締結について(平成28・29年度中河原水源電気設備改修工事)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。